

自動車関係諸税の抜本見直しを求める意見書

東日本大震災からの復興に向け「日本経済の再生」が求められている中、足下の行き過ぎた円高は、国内の産業空洞化の急進、それに伴う国内雇用機会の喪失、日本経済の更なる低迷に繋がりかねない大きな足枷となっている。

こうした中、国内就業人口の約1割、532万人の雇用を支えている日本の産業の中核である自動車産業は、行き過ぎた円高に伴い、熾烈なグローバル競争環境下において価格面での国際競争力が低下し、輸出による利益を確保することが困難な状況である一方で、国内市場も年々縮小し、ピーク時の年間800万台から現在では年間500万台を割り込むなど、極めて厳しい環境にある。

今後、この行き過ぎた円高が是正されなければ、生産拠点が海外に移転することは必至である。加えて、国内市場規模がさらに縮小・低迷すれば、地域の基幹産業として多くの企業、雇用を支えてきた自動車産業の空洞化が加速し、地域経済が取り返しのつかない打撃を被ることが懸念される。

内需の拡大により裾野の広い自動車産業の活性化を図ることは、日本経済の回復を通じた日本の復興・再生に資するものであり、地域における雇用の維持、税収の確保を通じた地方経済の持続的な成長に大きく寄与するものと確信する。

そのためには、平成23年度税制改正大綱に記載されている通り、自動車関係諸税である車体課税の「簡素化・負担の軽減となる抜本見直し」が平成24年度税制改正において確実に実行されることが必要不可欠である。

よって、政府におかれでは、以下の事項を確実に実行されるよう強く要望する。

記

1. 平成23年度税制改正大綱に記載されている通り、「車体課税の簡素化・グリーン化・負担の軽減」等をエコカー減税の期限到来時である平成24年3月末までに確実に実行すること

- ①自動車取得税の廃止
- ②自動車重量税の廃止
- ③自動車税・軽自動車税の抜本的改革

2. 車体課税の抜本見直し後も、環境対応車促進インセンティブを実施すること

3. 燃料課税の旧暫定税率を廃止し、タックスオントックスを解消した上で簡素化を図ること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月16日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 野田佳彦
財務大臣 安住 淳
総務大臣 川端達夫
経済産業大臣 枝野幸男